

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定
電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する再意見提出者の一覧
(実績原価方式に基づく平成28年度の接続料の改定等)

(受付順、敬称略)

再意見提出者(計7件)				
受付	再意見受付日	再意見提出者	代表者氏名等	
1	平成28年3月1日	KDDI株式会社	代表取締役社長	田中 孝司
2	平成28年3月2日	一般社団法人 テレコムサービス協会	—	—
3	平成28年3月2日	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	山村 雅之
4	平成28年3月2日	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	村尾 和俊
5	平成28年3月2日	株式会社 IIJグローバルソリューションズ	代表取締役社長	岩澤 利典
6	平成28年3月2日	ソフトバンク株式会社	代表取締役社長 兼CEO	宮内 謙
7	平成28年3月2日	個人	—	—

再意見書

平成 28 年 3 月 1 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 殿

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号

氏 名 かぶしきがいしゃ KDDI 株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう たなか たかし
代表取締役社長 田中 孝司

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 28 年 1 月 27 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

該当箇所	当社再意見
<p>1. 現在の接続料算定方法の限界について</p> <p>レガシー系サービスにおいては需要が減少していく中で接続料が上昇し、接続料の上昇により更に需要が減少するという悪循環の構造となっており、ここ数年接続料の急激な上昇が継続し利用者への提供料金の維持が困難な状況になっています。</p> <p>【ソフトバンク】</p>	<p>接続料の急激な上昇は、利用者料金の値上げや事業の撤退等が生じ、結果として利用者利便を損ねる懸念があるとともに、接続事業者の事業運営に大きな影響を与えることになるため、接続料の急激な変動に対する一定の配慮は必要なものの、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展している中においては、競争を維持しつつ利用者利便を確保しながら、利用者が光ファイバのような新しいサービスに円滑に移行できるような対応を行うことが重要です。</p> <p>そのためには、メタルからのマイグレーション先である光ファイバに係る各種接続料・工事費について更なる低廉化を図ることが必要であり、低廉化を図ることによって、新規参入による競争の維持や一層の促進、メタルから光ファイバへの円滑なマイグレーションが行われ、利用者利便の向上につながると考えます。</p>
<p>2. レガシー系設備に係る接続料の予見性確保について</p> <p>平成 24 年度より、メタル回線、専用線の接続料に関する情報について、毎年 10 月末に情報開示されているものの、接続事業者は利用者との間で複数年に渡り利用契約を行っている実態があります。また、今後レガシー系サービスの事業の継続性について慎重かつ早急に検討する必要もあるため、接続事業者の将来的な予見性確保の観点から、NTT 東西殿においては設備更改の計画及びコスト削減の目標等を考慮した 4～5 年先までのレガシー系設備に係る接続料原価の推移の予測を実施し、接続事業者と共有すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンク】</p>	<p>接続専用線及びメガデータネットの接続料については、今後も需要減少により更なる接続料の上昇が見込まれることから、左記意見のとおり、接続事業者の中期的な予見性を高めるために、一定の試算前提を置いたうえで、NTT 東・西が現状把握しうる要因（設備更改の影響等）を反映させた 3～5 年程度の原価予測を開示することが必要です。</p>
<p>3. 専用線の整理品目化及び代替サービスへの移行について</p> <p>専用線においてはイーサネットサービスや IP サービス等の光ファイバを利用した代替サービスへの移行が進み需要が減少していますが、接続料の上昇により利用者に過度な料金負担が生じないように、需要が一定程度まで減少した場合は整理品目化等を実施し、期限を定めて代替サービスへの移行を実施する具体的な方策の議論を進めていくべきと考えま</p>	<p>接続料の急激な上昇は、接続事業者の事業運営に大きな影響を与え、利用者料金の値上げや利用者に代替サービスを提供できないまま接続事業者が事業から撤退せざるを得ない事態になることも想定されるため、整理品目化の検討や代替サービスへの移行方法等の具体的な方策について、NTT 東西並びに接続事業者間等関係者で議論することが必要と考えます。</p>

<p>す。その際に、代替サービスがない提供エリアにおけるサービス提供方法等については、総務省殿が主導となり、NTT 東西殿並びに接続事業者等の関係者で議論する場を設けることが適切と考えます。</p> <p>【ソフトバンク】</p>	
<p>4. レガシー系設備に係る接続料算定ルールの見直しについて</p> <p>(3) レガシー系設備に係る接続料算定に適用する報酬率の検証</p> <p>レガシー系設備に係る接続料の上昇要因の一つに報酬額の大幅な増加があります。NTT 東西殿が設備管理運営費を削減している場合でも、報酬額の増加がそれを打ち消し、原価の削減効果が得られないケースもあります。</p> <p>報酬率についてはこれまでも様々な議論がありますが、積極的な投資を行わないレガシー系サービスにおいては、新規投資が必要な新しいサービスとは異なる自己資本利益率を適用すること等について検証する必要があると考えます。</p> <p>【ソフトバンク】</p>	<p>左記意見のとおり、レガシー系設備に係る接続料の上昇要因の一つに報酬額の大幅な増加があります。</p> <p>報酬額を算定するための資本構成比は、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比ではなく、レートベースに含まれない流動資産を全て「有利子負債以外の負債」から圧縮した資本構成比が採用されています。しかし、一般的に資金調達手段ごとにその用途が明確になっていることは期待し難く、NTT 東・西のレートベースを構成する資産についても自己資本又は他人資本のどちらから調達されているか明確にはなっていないと考えます。そのため、レートベースに含まれない流動資産を全て「有利子負債以外の負債」から賄ったと仮定することには恣意性があり、結果的に実態に即さない高額な報酬となっている可能性が否めません。</p> <p>もし、レートベースに含まれない流動資産を現在の算定のように「有利子負債以外の負債」から全て圧縮する場合は、裁量排除の観点から、圧縮される対象の流動資産に何が含まれているのかを開示した上で、その資産に充てる資金調達の方法が「有利子負債以外の負債」であることを明確にする必要があると考えます。</p> <p>これを明確にすることができないのであれば、検証可能性の確保及び裁量排除の観点から、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いることが妥当ではないかと考えます。</p>
<p>5. 中継ダークファイバの経済的耐用年数の見直しについて</p> <p>「加入者光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申（平成 27 年 9 月）において、「光ファイバの減価償却費の算定に用いる耐用年数について、平成 28 年度以降の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に、「経済的耐用年数」と同様に、架空 17.6 年、地下 23.7 年を用いる方向で検討することが適当」と示されていることから、</p>	<p>左記意見のとおり、実績原価方式の平成 30 年度接続料に反映させるため、平成 28 年度以降の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定には、架空 17.6 年、地下 23.7 年を用いるべきと考えます。</p>

<p>中継ダークファイバ等における光ファイバケーブルの耐用年数（現行：架空 15 年、地下 21 年）を見直すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンク】</p>	
<p>6. 特設公衆電話のアクセス回線コストに係る原価算入について</p> <p>特設公衆電話に係るアクセス回線コストについては公衆電話接続料に加算して算定されていますが、特設公衆電話の設置数の増加に伴い公衆電話機能に含む特設公衆電話の料金も増加してきています。したがって NTT 東西殿においては今後も増加が見込まれる特設公衆電話に係る将来の設置計画を示すとともに、不必要な設置が生じないよう適切に対応して頂きたいと考えます。</p> <p>【ソフトバンク】</p>	<p>左記意見のとおり、特設公衆電話に係るアクセス回線コストについては公衆電話接続料に加算して算定されており、特設公衆電話の設置数の増加に伴い公衆電話機能に含む特設公衆電話の料金も増加してきています。したがって、NTT 東・西においては、適切な設置を行うとともに、接続事業者に対して、例えば、接続料の認可申請時等において、特設公衆電話に係る将来の設置計画をあわせて示すことが必要です。</p>
<p><光屋内配線を利用する場合の加算額の算定について></p> <p>全ての屋内配線が一度は故障する前提で接続料を負担しておりますが、実際には一度も故障せずに回線解約・撤去に至る回線も存在しており、現行の算定方法では、その点が考慮されていないため、実際に要する故障対応費用に比べて回収される接続料が過剰となっている懸念があります。</p> <p>【KDDI】</p>	<p>シェアドアクセスを利用する当社 au ひかりにおいて、平成 27 年 7 月から 12 月までの 6 ヶ月間に解約された回線を対象に、過去 4 年間の光屋内配線に係る故障対応（故障箇所：光屋内配線）の実施有無を調査したところ、99.7%の回線については一度も故障対応を実施していない回線でした。</p> <p>この結果からも分かりますとおり、回線解約・撤去に至った回線のうち、相当数については一度も故障しないまま回線解約・撤去に至っていることから、接続料算定の適正化を図る観点から、実態を調査のうえ、例えば、「作業単金×故障修理作業時間+物品費」に対して、故障対応率のような概念を導入して接続料原価を補正する等、実態にあった算定方法にすべきと考えます。</p>

以上

再意見書

平成28年3月2日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス 御中

郵便番号 103-0013

住所

とうきょうとちゅうおうくにはんばしにんぎょうちょう3
東京都中央区日本橋人形町 3-10-2

フローラビル 8 階

名称

いっばんしゃだんほうじん
一般社団法人テレコムサービス協会 きょうかい

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成28年1月27日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

意見提出者 一般社団法人テレコムサービス協会

該当箇所	ご意見
2. 一般帯域透過端末回線機能(ドライカップ) 及び帯域分割端末回線伝送機能(ラインシェアリング)の接続料 3. 通信路設定伝送機能の接続料	<p data-bbox="647 371 1086 405"><ソフトバンク株式会社 様></p> <p data-bbox="647 468 1251 501">1. 現在の接続料算定方法の限界について</p> <p data-bbox="683 562 1485 882">「・・・したがいましてレガシー系サービス維持の期間、代替サービスへの移行又は接続料の在り方といった総合的な視点で総務省殿、東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)、西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 西日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT 東西殿」といいます。)及び接続事業者で議論の場を設定し検討すべきと考えます。」</p> <p data-bbox="675 947 1485 1214">⇒ 上記の意見に賛同いたします。 NTT 東西殿および関連する事業者や団体等も加えて議論する場が必要と考えます。 その上で、利用者への影響が少なくなるように、サービスの維持期間、代替サービスへの移行候補、時期などの選択肢を早めに提示されることを望みます。</p>

再意見書

平成28年3月2日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部
料金サービス課 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにしんじゅくさんちょうめ

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成28年1月27日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております)

別紙

接続約款の変更案への意見に対する再意見

— 実際費用方式に基づく平成28年度の接続料の改定等に係る接続約款の措置 —

平成28年3月2日
東日本電信電話株式会社

<H28ヒストリカル接続料 再意見>

区分	他事業者意見	当社意見
レガシー系接続料	<p><レガシー系サービスに係るアクセス回線の新しい料金算定ルールの在り方について検討を進めるべきとのご意見></p> <p>実績原価方式に基づく現状の接続料算定では、全てのサービスにおいて当該接続料に係る収入が当該接続料の原価に一致するように定めなければならないと規定されています。このため、レガシー系サービスは、マイグレーションの進行により需要が減少していく中で接続料が上昇し続けており、利用者への提供料金の維持が困難な状況になっています。</p> <p>したがいまして、総務省殿を中心に PSTN マイグレーションに係る円滑な移行の在り方に関する検討会等の場において、コア網だけでなくレガシー系サービスに係るアクセス回線についての新しい料金算定ルールの在り方について議論し、検討を進めるべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p> <p><専用線の接続料について、プライスカップの設定を検討すべきとのご意見></p> <p>代替サービスへの移行期間においては、円滑で着実な移行を実施するために接続料の急激な上昇を抑制する措置が必要と考えます。そのため、例えば、接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)においては、利用者料金と接続料の差分を営業費相当とみなし、当該営業費相当分が営業費の基準値(20%)を下回らないものであるか否かを検証することにより接続料水準の妥当性を検証していますが、この基準を接続料の上限とすることも一案と考えます。</p> <p>専用線は平成 21 年 3 月の「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」改定において、「利用者に及ぼす影響の度合いが低くなっており、接続料水準の妥当性を判断する必要性も相対的に低下して</p>	<p>レガシー系サービスについては、お客様のニーズの変化により、例えばドライカップを利用したサービスは F T T H サービスやモバイル通信サービスへ、専用線は法人向けデータ通信サービスやモバイル通信サービスへの移行が進み、需要の大幅な減少が続いていることから、当社のコスト削減努力を前提としても、今後も接続料水準が上昇していくことは不可避であると考えます。</p> <p>こうした状況下にあっても、接続料は、第一種指定電気通信設備規制にて貸し出しが義務付けられている設備の適正な対価として、実際に要した設備コストを利用に応じて応分にご負担いただくことが原則であり、当社の設備を利用する接続事業者は、当社利用部門同様、利用に応じてご負担いただくを得ないと考えます。</p> <p>いずれにしても、当社としては、引き続き、徹底した効率化努力によりコスト削減に取り組んでいく考えです。</p> <p>その上で、レガシー系サービスの代替サービスへの移行方法等について議論すべきというご意見については、F T T H サービスや法人向けデータ通信サービス、モバイルデータ通信サービスといった代替サービスへの移行提案を含め、ユーザに対してどのようなビジネスモデルでサービスを提供していくのかは、各事業者の営業戦略そのものであり、各事業者がその戦略に基づいて対処すべき問題であると考えます。</p> <p>また、専用線等に関わる接続料原価推移を予測・開示すべきとのご意見については、数年先までの接続料原価の予測は、当社の設備更改やコスト削減の取り組みだけではなく、接続事業者及び当社利用部門の需要動向や自己資本利益率の状況などによっても大きく変動するものであり、そういった不確定な数値を公表することは、かえって接続事業者の混乱を招く虞がある</p>

区分	他事業者意見	当社意見																						
レガシー系接続料	<p>いる」という考えからスタックテストの対象外となった経緯がありますが、その後、専用線の接続料は大幅に上昇し、光ファイバを利用した代替サービスへの移行へ向けた対応等をせざるを得ない状況となっています。このようにスタックテストの対象外とした当時とは大きく状況が変わり利用者へ影響が相当大きいものとなってきているため、改めて専用線を検証区分に追加してスタックテストを実施し、プライスキップの設定を検討すべきと考えます。</p> <p>また、前記した方策以外でも海外の事例も参考にしながら多角的にレガシー系サービスに関する接続料算定ルールの見直しを検討する必要があると考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p> <p><レガシー系サービス維持の期間、代替サービスへの移行又は接続料の在り方について検討すべきとのご意見></p> <p>実績原価方式に基づく現状の接続料算定では、全てのサービスにおいて当該接続料に係る収入が、当該接続料の原価に一致するように定めなければならないと規定されています。このため、レガシー系サービスにおいては需要が減少していく中で接続料が上昇し、接続料の上昇により更に需要が減少するという悪循環の構造となっており、ここ数年接続料の急激な上昇が継続し利用者への提供料金の維持が困難な状況になっています。</p> <p>一方、ドライカップや専用線については需要が減少しているものの未だ利用者は多く、特に専用線におけるデジタルアクセス回線は低速の帯域保証型サービスで、主に金融機関におけるATM向け回線や消防機関等、国民生活に不可欠で公共性の高いサービスに利用されています。このような状況の中で、接続料が上昇していくことは社会に大きな影響を及ぼしかねない深刻な問題と考えます。</p>	<p>ことから、当社としてそういった予測を行い、開示することは適切ではないと考えます。</p> <p>一方で、接続事業者の予見性を向上させる観点から、これまでも接続料の認可申請に先立ち、ドライカップ、接続専用線、メガデータネット等の原価、需要、単価等を事前開示してきましたが、今後についても、レガシー系設備の接続料に係る情報の開示については、可能な限り対応していく考えです。</p> <p>【参考】専用線（通信路設定伝送機能）の需要の推移</p> <p>◆東日本</p> <table border="1" data-bbox="1272 727 2040 887"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">H23年9月末</th> <th rowspan="2">H26年9月末</th> <th colspan="2">H23.9⇒H26.9</th> </tr> <tr> <th>増減</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専用線の契約回線数</td> <td>239,406</td> <td>195,078</td> <td>▲44,328</td> <td>▲18.5%</td> </tr> <tr> <td> 利用部門</td> <td>148,665</td> <td>129,861</td> <td>▲18,804</td> <td>▲12.6%</td> </tr> <tr> <td> 接続事業者</td> <td>90,741</td> <td>65,217</td> <td>▲25,524</td> <td>▲28.1%</td> </tr> </tbody> </table>		H23年9月末	H26年9月末	H23.9⇒H26.9		増減	増減率	専用線の契約回線数	239,406	195,078	▲44,328	▲18.5%	利用部門	148,665	129,861	▲18,804	▲12.6%	接続事業者	90,741	65,217	▲25,524	▲28.1%
	H23年9月末	H26年9月末				H23.9⇒H26.9																		
			増減	増減率																				
専用線の契約回線数	239,406	195,078	▲44,328	▲18.5%																				
利用部門	148,665	129,861	▲18,804	▲12.6%																				
接続事業者	90,741	65,217	▲25,524	▲28.1%																				

区分	他事業者意見	当社意見
レガシー系接続料	<p>したがいましてレガシー系サービス維持の期間、代替サービスへの移行又は接続料の在り方といった総合的な視点で総務省殿、東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)、西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 西日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT 東西殿」といいます。)及び接続事業者で議論の場を設定し検討すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p> <p><専用線の代替サービスへの移行方法や代替サービスがない提供エリアにおける提供方法等について議論すべきのご意見></p> <p>専用線においてはイーサネットサービスや IP サービス等の光ファイバを利用した代替サービスへの移行が進み需要が減少していますが、接続料の上昇により利用者に過度な料金負担が生じないように、需要が一定程度まで減少した場合は整理品目化等を実施し、期限を定めて代替サービスへの移行を実施する具体的な方策の議論を進めていくべきと考えます。その際に、代替サービスがない提供エリアにおけるサービス提供方法等については、総務省殿が主導となり、NTT 東西殿並びに接続事業者等の関係者で議論する場を設けることが適切と考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p> <p><専用線について、より一層のコスト削減を図り、接続料の急激な上昇を抑制すべきのご意見></p> <p>今回申請された平成 28 年度の通信路設定伝送機能の接続料は、前年比で NTT 東日本+15.3%、NTT 西日本+23.4% (高速デジタル 64kb/s、エコノミークラス、タイプ 2、同一 MA 内) と、NTT 東・西共に大幅な上昇となっており、また、平成 25 年度の接続料と比較すると、NTT 東日本+73%、NTT 西</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
レガシー系接続料	<p>日本+107%となっており、この3年間で接続料がほぼ倍となっております。</p> <p>接続料の急激な上昇は、接続事業者の事業運営に大きな影響を与え、利用者料金の値上げや利用者に代替サービスを提供できないまま接続事業者が事業から撤退せざるを得ない事態になることも想定されるため、NTT 東・西においては、これまでの総務省からの要請事項を踏まえ、より一層のコスト削減を図り、接続料の急激な上昇を抑制していただくことが必要です。</p> <p>【KDDI株式会社】</p> <p><レガシー系設備に係る接続料原価の推移を予測し、開示すべきとのご意見></p> <p>実績原価方式に基づいて算定されているメタル回線や専用線等のレガシー系設備に係る接続料については、自己資本利益率の上昇による報酬額の増加及び調整額に加え、需要減少の影響により、大幅な値上がり傾向が継続しており、予見性が確保されていない現状では事業計画への反映ができないといった多大な影響を与えています。</p> <p>特に、専用線(通信路設定伝送機能)のデジタルアクセス(64kbps)の接続料については、平成24年度適用料金と平成28年度適用料金案を比較した場合、NTT 東日本殿で+63.2%、NTT 西日本殿で+99.4%と大きく上昇しており、接続事業者にとって全く予測ができないものとなっております。</p> <p>一方、NTT 東西殿の接続約款変更の認可申請等に関する説明会において、専用線の料金水準の上昇要因の一つとして設備更改を実施した旨の説明がありました。このような設備更改は計画的に実施されることから、NTT 東西殿は予め設備更改による接続料原価の増加を予期できたものと考えられます。</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
レガシー系接続料	<p>平成 24 年度より、メタル回線、専用線の接続料に関する情報について、毎年 10 月末に情報開示されているものの、接続事業者は利用者との間で複数年に渡り利用契約を行っている実態があります。また、今後レガシー系サービスの事業の継続性について慎重かつ早急に検討する必要もあるため、接続事業者の将来的な予見性確保の観点から、NTT 東西殿においては設備更改の計画及びコスト削減の目標等を考慮した 4～5 年先までのレガシー系設備に係る接続料原価の推移の予測を実施し、接続事業者と共有すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p> <p><専用線に係る接続料原価の推移を予測し、開示すべきのご意見></p> <p>一方で、接続事業者の予見性を高める方策として、平成 26 年 3 月 31 日付け情報通信行政・郵政行政審議会の答申の考え方を踏まえ、昨年度に引き続き、接続料の認可申請前の段階（H27 年 10 月末）で、接続専用線に係る原価及びその内訳、機能別回線数、単価（H28 年度接続料算定に係るもの）が開示されました。また、今年度については、平成 27 年 3 月 31 日付け情報通信行政・郵政行政審議会の答申の考え方を踏まえ、新たにメガデータネットに係る原価等についても開示されるなど、接続事業者の予見性を高める取り組みとして評価できるものであり、来年度以降も継続して開示される必要があると考えます。</p> <p>あわせて、接続専用線及びメガデータネットの接続料については、今後も需要減少により更なる接続料の上昇が見込まれることから、接続事業者の中期的な予見性を高めるために、一定の試算前提を置いたうえで、NTT 東・西が現状把握しうる要因（設備更改の影響等）を反映させた 3～5 年程度の原価予測を開示することが必要です。</p> <p>【KDDI 株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
光ファイバ接続料全般	<p>＜光ファイバに係る接続料・工事費について更なる低廉化を図るべきとのご意見＞</p> <p>今回申請された平成 28 年度接続料は、メタル回線利用者が減少し続けている中、報酬額の増加や PCB 廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の影響、調整額の影響等により、NTT 東・西ともに前年度に比べ大幅に上昇しています。</p> <p>接続料の急激な上昇は、接続事業者の事業運営に大きな影響を与えることになるため、接続料の大幅な変動の要因が調整額制度に起因するような場合は、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置」を講ずることによって平準化を図る等、一定の配慮が必要ですが、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展している中においては、マイグレーションを促進し、利用者が光ファイバのような新しいサービスに円滑に移行できるような対応を行うことが重要です。</p> <p>そのためには、光ファイバに係る各種接続料・工事費について更なる低廉化を図ることが必要であり、低廉化を図ることによって、新規参入による競争の維持や一層の促進、メタルから光ファイバへの円滑なマイグレーションが行われ、利用者利便の向上につながると考えます。</p> <p>【KDDI 株式会社】</p>	<p>当社としては、引き続き光のトータルコストの削減と接続料の低廉化に努め、光の新規需要拡大に取り組んでいく考えです。</p> <p>なお、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置」については、ドライカップ等のメタル回線は需要の減少が続いており、仮に原価を先送りする等の接続料の抑制措置を実施した場合、未回収額としての調整額が累積的に増加し、後年度の接続料の上昇を拡大させる可能性が高いため、実施すべきではないと考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
資本構成比	<p>＜資本構成比率の算定について貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いるべきとのご意見＞</p> <p>現在、NTT 東・西の接続料に係る報酬額を算定するための資本構成比は、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比ではなく、レートベースに含まれない流動資産を全て「有利子負債以外の負債」から圧縮した資本構成比が採用されています。</p> <p>これは、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態をできるだけ反映した資本構成比とするという考え方をとっているものと思われ、例えば、「固定資産は長期にわたって保有される性格のものであるため、これを調達するための資金は長期に安定した調達手段によるのが望ましい」という一定の経営理論に基づき、固定資産は原則自己資本から、流動資産は残りの他人資本から賄われるという仮定で、資本構成比が算出されているものと考えられます。</p> <p>しかしながら、一般的に資金調達手段ごとにその用途が明確になっていることは期待し難いため、レートベースに含まれない流動資産を全て「有利子負債以外の負債」から賄ったと仮定することには恣意性があり、結果的に実態に即さない高額な報酬となっている可能性が否めません。</p> <p>接続料規則においては、他人資本比率は、「負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定する」（第十一条第6項）、自己資本比率は、「一から他人資本比率を差し引いたものとする」（第十二条第2項）と規定されておりますが、上述のNTT 東・西の資本構成比の算出が、この「実績値を基礎」とした考え方からも乖離している懸念があります。</p> <p>具体的には、レートベースに含まれない流動資産を「有利子負債以外の負債」から全て圧縮することによって、レートベースに対応する資本構成は、自己資本、有利子負債及び退職給付引当金のみとなっておりますが、レートベースには運</p>	<p>接続料算定上のレートベースに対応する資本構成比の算定については、そのレートベースが機能提供に真に必要な範囲での資産に限定されていることから、貸借対照表の数値を圧縮してレートベースの価額と貸借対照表の総額を一致させることで、適切な接続料算定を実施しています。</p> <p>具体的には、自己資本と有利子負債は貸借対照表上の数値をそのまま用いた上で、その他の負債を圧縮しています。これは、接続料算定においてレートベースとして認められているものが電気通信事業固定資産を大宗とする機能提供に真に必要な範囲での資産であり、これに対応する資本費用等の算定を行うにあたっては、資金調達の実態を可能な限り反映することが合理的であるとの考えによるものです。</p> <p>本方法については、自己資本及び有利子負債の額が貸借対照表上で開示されていることから外部からも検証可能であり、裁量排除の観点から見直すべきという指摘はあたらないものと考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
資本構成比	<p>転資本（当該機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な期間（45.625日）における、当該機能の管理運営に不可欠な営業費用）も含まれております。固定資産を原則自己資本で賄う仮定だとすると、運転資本を賄うものは、流動負債だと1年以内に期限到来の関係会社長期借入金等しかなく、後は固定負債の関係会社長期借入金等又は退職給付引当金しかありません。</p> <p>これは、例えば、ベンチャー企業や業績が悪化して資金繰りが苦しい企業などが資金回収までの期間の運転資本を外部融資等の他人資本で賄うことは考えられても、NTT 東・西のような安定した大企業が資金回収までの期間の運転資本を外部融資や退職給付引当金で調達しているとは考えにくいいため、資金調達の実態を反映したものとは言い難く、資本構成比の算定に恣意性が働いている懸念があります。</p> <p>もし、レートベースに含まれない流動資産を現在の算定のように「有利子負債以外の負債」から全て圧縮する場合は、裁量排除の観点から、圧縮される対象の流動資産に何が含まれているのかを開示した上で、その資産に充てる資金調達の方法が「有利子負債以外の負債」であることを明確にする必要があると考えます。</p> <p>これを明確にすることができないのであれば、検証可能性の確保及び裁量排除の観点から、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いることが妥当ではないかと考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
自己資本利益率	<p data-bbox="405 213 1207 284"><レガシー系サービスの自己資本利益率を検証すべきとのご意見></p> <p data-bbox="405 300 1207 450">レガシー系設備に係る接続料の上昇要因の一つに報酬額の大幅な増加があります。NTT 東西殿が設備管理運営費を削減している場合でも、報酬額の増加がそれを打ち消し、原価の削減効果が得られないケースもあります。</p> <p data-bbox="405 466 1207 616">報酬率についてはこれまでも様々な議論がありますが、積極的な投資を行わないレガシー系サービスにおいては、新規投資が必要な新しいサービスとは異なる自己資本利益率を適用すること等について検証する必要があると考えます。</p> <p data-bbox="405 632 741 660">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p data-bbox="1238 213 2058 316">自己資本費用は、接続会計規則に則り、設備区分毎の正味固定資産額をもとに算定していることから、設備毎の設備投資の実態が反映されたものとなっており、適切であると考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
光屋内配線	<p><光屋内配線について実態に即した平均的な使用期間に見直すべきのご意見></p> <p>光屋内配線を利用する場合の加算額の算定は、大まかに「作業単金×故障修理作業時間+物品費」÷「平均的な使用期間(10年)」となっており、10年(平均的な使用年数)に1度光屋内配線が故障する前提で、当該故障対応に係る費用を10年で除して月々の接続料として負担しているものです。</p> <p>すなわち、全ての屋内配線が一度は故障する前提で接続料を負担しておりますが、実際には一度も故障せずに回線解約・撤去に至る回線も存在しており、現行の算定方法では、その点が考慮されていないため、実際に要する故障対応費用に比べて回収される接続料が過剰となっている懸念があります。</p> <p>当社は、平成22年～平成23年にauひかりサービスの大規模なサービス提供エリアの拡大を実施しており、また、平成25年にはソネットがNURO光サービスを開始する等、当該接続料が初めて設定された当時(平成22年度)と比べると、格段にキャリアチェンジが行われる機会が増大しており、キャリアチェンジの際には必ずしも光屋内配線が転用されて継続利用される訳でもないことから、近年、その懸念の傾向が拡大している可能性があります。</p> <p>したがって、NTT東・西においては、接続料算定の適正化を図る観点から、実態を調査のうえ、例えば、「作業単金×故障修理作業時間+物品費」に対して、故障対応率のような概念を導入して接続料原価を補正する等、実態にあった算定方法にすべきと考えます。</p> <p>また、光屋内配線の平均的な使用期間についても、引き続き調査のうえ、平均的な使用期間の変化が認められる場合は、直ちに算定に用いる平均的な使用期間を実態に即した値に見直す必要があります。</p>	<p>光屋内配線については、長期間故障しない回線がある一方で、短期間に複数回の故障が発生する回線もあることも踏まえ、平均的な使用期間を調査して接続料を設定したものであり、故障対応費用の回収が過剰となっているというご指摘はあたらないものと考えます。</p> <p>また、光屋内配線の平均的な使用期間については、平成21年当時の直近データを用いて推計した耐用年数をもとに10年と設定したものであり、現時点、それを直ちに見直す理由となる技術・環境の変化等はない上に、光屋内配線の使用年数の実態調査には膨大な稼働が発生することから、現時点で平均的な使用期間の見直しを実施する考えはありません。</p> <p>なお、平成27年3月31日の情報通信行政・郵政行政審議会答申において「光屋内配線加算額及び光屋内配線工事費の算定に用いられる作業時間について、平成26年度に実施した再計測では、屋内配線を収容する配管の有無が作業時間に影響を与えていることが判明したことから、毎年度、配管の有無を調査し、その結果に有意な差が認められる場合には接続料に反映することを要請すること」との考え方が示されているところ、今回、平均的な使用期間に大きな影響を与えると想定される光屋内配線の配管収容状況について調査を実施し、調査結果に有意な差がない旨を総務省に報告しています。</p> <p>来年度以降も配管収容状況について調査を実施していく考えであり、その上で、光屋内配線の配管収容状況に看過できない変化が見られた場合は、平均的な使用期間の見直しの検討に着手する考えです。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
光屋内配線	<p data-bbox="421 204 696 236">【KDDI株式会社】</p> <p data-bbox="421 304 1218 371"><光屋内配線について作業時間の計測を今後も実施すべきと のご意見></p> <p data-bbox="421 392 1218 644">昨年度、光屋内配線に係る工事に係る作業時間の再計測・ 見直しにより光屋内配線に係る工事費の低減化が図られ、平 成 27 年 3 月 31 日付け情報通信行政・郵政行政審議会の答申 において、作業時間に大きな影響を与える配管設置有無の比 率の毎年度の調査及び定期的（例：5 年）な作業時間の再計測 を行うことが要請されましたが、こうした取り組みを引き続 き、確実に実施していくことが必要です。</p> <p data-bbox="421 665 696 697">【KDDI株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見									
公衆電話	<p data-bbox="405 213 1207 284"><特設公衆電話の設置計画を示し、不必要な設置が生じないようにすべきとのご意見></p> <p data-bbox="405 300 1211 564">特設公衆電話に係るアクセス回線コストについては公衆電話接続料に加算して算定されていますが、特設公衆電話の設置数の増加に伴い公衆電話機能に含む特設公衆電話の料金も増加してきています。したがって NTT 東西殿においては今後増加が見込まれる特設公衆電話に係る将来の設置計画を示すとともに、不必要な設置が生じないよう適切に対応して頂きたいと考えます。</p> <p data-bbox="405 612 1196 683">アナログ公衆電話における特設公衆電話に係る料金額(単位：円/3分)</p> <table border="1" data-bbox="423 708 1178 831"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 28 適用料金</th> <th>平成 27 適用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT 東日本殿</td> <td>10.89</td> <td>5.96</td> </tr> <tr> <td>NTT 西日本殿</td> <td>7.92</td> <td>4.27</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="416 900 741 932">【ソフトバンク株式会社】</p>		平成 28 適用料金	平成 27 適用料金	NTT 東日本殿	10.89	5.96	NTT 西日本殿	7.92	4.27	<p data-bbox="1234 209 2060 501">特設公衆電話については、災害時における通信手段を確保するため、自治体と協議しながら事前設置を進めているところですが、関係事業者との特設公衆電話に係る費用負担の在り方等に関する協議を踏まえて当社が平成 25 年に公表した「特設公衆電話の設置の考え方・設置台数及び設置見込み」に基づき、近隣の街頭公衆電話の設置状況等を勘案しつつ、公衆電話の設置台数が過大とならないように十分配慮しつつ、設置を進めてきたところです。</p> <p data-bbox="1234 517 2060 628">今後についても、自治体との協議を進め、災害時における通信手段の確保のために必要な特設公衆電話の事前設置を進めていく考えです。</p>
	平成 28 適用料金	平成 27 適用料金									
NTT 東日本殿	10.89	5.96									
NTT 西日本殿	7.92	4.27									

区分	他事業者意見	当社意見
中継光ファイバ	<p data-bbox="416 215 1207 284"><光ファイバケーブルの耐用年数を見直すべきとのご意見></p> <p data-bbox="416 300 1207 595">「加入者光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申(平成27年9月)において、「光ファイバの減価償却費の算定に用いる耐用年数について、平成28年度以降の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に、「経済的耐用年数」と同様に、架空17.6年、地下23.7年を用いる方向で検討することが適当」と示されていることから、中継ダークファイバ等における光ファイバケーブルの耐用年数(現行：架空15年、地下21年)を見直すべきと考えます。</p> <p data-bbox="427 611 752 643">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p data-bbox="1234 215 2058 323">光ファイバケーブルの耐用年数の適正性については、「加入光ファイバ接続制度の在り方」答申(平成28年9月14日)に基づき、現在検証中です。</p>

再意見書

平成28年3月2日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部
料金サービス課 殿

郵便番号 540-8511
住所 おおさかふおおさかしちゆうおうくばんばちようばん ごう 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
にしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしや
氏名 西日本電信電話株式会社
むらお かずとし
代表取締役社長 村尾 和俊

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成28年1月27日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております)

別紙

接続約款の変更案への意見に対する再意見

— 実際費用方式に基づく平成28年度の接続料の改定等に係る接続約款の措置 —

平成28年3月2日
西日本電信電話株式会社

<H28ヒストリカル接続料 再意見>

区分	他事業者意見	当社意見
レガシー系接続料	<p><レガシー系サービスに係るアクセス回線の新しい料金算定ルールの在り方について検討を進めるべきとのご意見></p> <p>実績原価方式に基づく現状の接続料算定では、全てのサービスにおいて当該接続料に係る収入が当該接続料の原価に一致するように定めなければならないと規定されています。このため、レガシー系サービスは、マイグレーションの進行により需要が減少していく中で接続料が上昇し続けており、利用者への提供料金の維持が困難な状況になっています。</p> <p>したがいまして、総務省殿を中心に PSTN マイグレーションに係る円滑な移行の在り方に関する検討会等の場において、コア網だけでなくレガシー系サービスに係るアクセス回線についての新しい料金算定ルールの在り方について議論し、検討を進めるべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p> <p><専用線の接続料について、プライスカップの設定を検討すべきとのご意見></p> <p>代替サービスへの移行期間においては、円滑で着実な移行を実施するために接続料の急激な上昇を抑制する措置が必要と考えます。そのため、例えば、接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)においては、利用者料金と接続料の差分を営業費相当とみなし、当該営業費相当分が営業費の基準値(20%)を下回らないものであるか否かを検証することにより接続料水準の妥当性を検証していますが、この基準を接続料の上限とすることも一案と考えます。</p> <p>専用線は平成21年3月の「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」改定において、「利用者に及ぼす影響の度合いが低くなっており、接続料水準の妥当性を判断する必要性も相対的に低下して</p>	<p>レガシー系サービスについては、お客様のニーズの変化により、例えばドライカップを利用したサービスはF T T Hサービスやモバイル通信サービスへ、専用線は法人向けデータ通信サービスやモバイル通信サービスへの移行が進み、需要の大幅な減少が続いていることから、当社のコスト削減努力を前提としても、今後も接続料水準が上昇していくことは不可避であると考えます。</p> <p>こうした状況下にあっても、接続料は、第一種指定電気通信設備規制にて貸し出しが義務付けられている設備の適正な対価として、実際に要した設備コストを利用に応じて応分にご負担いただくことが原則であり、当社の設備を利用する接続事業者は、当社利用部門同様、利用に応じてご負担いただくを得ないと考えます。</p> <p>いずれにしても、当社としては、引き続き、徹底した効率化努力によりコスト削減に取り組んでいく考えです。</p> <p>その上で、レガシー系サービスの代替サービスへの移行方法等について議論すべきというご意見については、F T T Hサービスや法人向けデータ通信サービス、モバイルデータ通信サービスといった代替サービスへの移行提案を含め、ユーザに対してどのようなビジネスモデルでサービスを提供していくのかは、各事業者の営業戦略そのものであり、各事業者がその戦略に基づいて対処すべき問題であると考えます。</p> <p>また、専用線等に関わる接続料原価推移を予測・開示すべきとのご意見については、数年先までの接続料原価の予測は、当社の設備更改やコスト削減の取り組みだけではなく、接続事業者及び当社利用部門の需要動向や自己資本利益率の状況などによっても大きく変動するものであり、そういった不確定な数値を公表することは、かえって接続事業者の混乱を招く虞がある</p>

区分	他事業者意見	当社意見																						
レガシー系接続料	<p>いる」という考えからスタックテストの対象外となった経緯がありますが、その後、専用線の接続料は大幅に上昇し、光ファイバを利用した代替サービスへの移行へ向けた対応等をせざるを得ない状況となっています。このようにスタックテストの対象外とした当時とは大きく状況が変わり利用者へ影響が相当大きいものとなってきているため、改めて専用線を検証区分に追加してスタックテストを実施し、プライスキップの設定を検討すべきと考えます。</p> <p>また、前記した方策以外でも海外の事例も参考にしながら多角的にレガシー系サービスに関する接続料算定ルールの見直しを検討する必要があると考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p> <p><レガシー系サービス維持の期間、代替サービスへの移行又は接続料の在り方について検討すべきとのご意見></p> <p>実績原価方式に基づく現状の接続料算定では、全てのサービスにおいて当該接続料に係る収入が、当該接続料の原価に一致するように定めなければならないと規定されています。このため、レガシー系サービスにおいては需要が減少していく中で接続料が上昇し、接続料の上昇により更に需要が減少するという悪循環の構造となっており、ここ数年接続料の急激な上昇が継続し利用者への提供料金の維持が困難な状況になっています。</p> <p>一方、ドライカップや専用線については需要が減少しているものの未だ利用者は多く、特に専用線におけるデジタルアクセス回線は低速の帯域保証型サービスで、主に金融機関におけるATM向け回線や消防機関等、国民生活に不可欠で公共性の高いサービスに利用されています。このような状況の中で、接続料が上昇していくことは社会に大きな影響を及ぼしかねない深刻な問題と考えます。</p>	<p>ことから、当社としてそういった予測を行い、開示することは適切ではないと考えます。</p> <p>一方で、接続事業者の予見性を向上させる観点から、これまでも接続料の認可申請に先立ち、ドライカップ、接続専用線、メガデータネット等の原価、需要、単価等を事前開示してきましたが、今後についても、レガシー系設備の接続料に係る情報の開示については、可能な限り対応していく考えです。</p> <p>【参考】専用線（通信路設定伝送機能）の需要の推移</p> <p>◆西日本</p> <table border="1" data-bbox="1267 727 2040 887"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">H23年9月末</th> <th rowspan="2">H26年9月末</th> <th colspan="2">H23.9⇒H26.9</th> </tr> <tr> <th>増減</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専用線の契約回線数</td> <td>238,161</td> <td>202,976</td> <td>▲35,185</td> <td>▲14.8%</td> </tr> <tr> <td> 利用部門</td> <td>148,636</td> <td>133,267</td> <td>▲15,369</td> <td>▲10.3%</td> </tr> <tr> <td> 接続事業者</td> <td>89,525</td> <td>69,709</td> <td>▲19,816</td> <td>▲22.1%</td> </tr> </tbody> </table>		H23年9月末	H26年9月末	H23.9⇒H26.9		増減	増減率	専用線の契約回線数	238,161	202,976	▲35,185	▲14.8%	利用部門	148,636	133,267	▲15,369	▲10.3%	接続事業者	89,525	69,709	▲19,816	▲22.1%
	H23年9月末	H26年9月末				H23.9⇒H26.9																		
			増減	増減率																				
専用線の契約回線数	238,161	202,976	▲35,185	▲14.8%																				
利用部門	148,636	133,267	▲15,369	▲10.3%																				
接続事業者	89,525	69,709	▲19,816	▲22.1%																				

区分	他事業者意見	当社意見
レガシー系接続料	<p>したがいましてレガシー系サービス維持の期間、代替サービスへの移行又は接続料の在り方といった総合的な視点で総務省殿、東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)、西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 西日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT 東西殿」といいます。)及び接続事業者で議論の場を設定し検討すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p> <p><専用線の代替サービスへの移行方法や代替サービスがない提供エリアにおける提供方法等について議論すべきのご意見></p> <p>専用線においてはイーサネットサービスや IP サービス等の光ファイバを利用した代替サービスへの移行が進み需要が減少していますが、接続料の上昇により利用者に過度な料金負担が生じないように、需要が一定程度まで減少した場合は整理品目化等を実施し、期限を定めて代替サービスへの移行を実施する具体的な方策の議論を進めていくべきと考えます。その際に、代替サービスがない提供エリアにおけるサービス提供方法等については、総務省殿が主導となり、NTT 東西殿並びに接続事業者等の関係者で議論する場を設けることが適切と考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p> <p><専用線について、より一層のコスト削減を図り、接続料の急激な上昇を抑制すべきのご意見></p> <p>今回申請された平成 28 年度の通信路設定伝送機能の接続料は、前年比で NTT 東日本+15.3%、NTT 西日本+23.4% (高速デジタル 64kb/s、エコノミークラス、タイプ 2、同一 MA 内) と、NTT 東・西共に大幅な上昇となっており、また、平成 25 年度の接続料と比較すると、NTT 東日本+73%、NTT 西</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
レガシー系接続料	<p>日本+107%となっており、この3年間で接続料がほぼ倍となっております。</p> <p>接続料の急激な上昇は、接続事業者の事業運営に大きな影響を与え、利用者料金の値上げや利用者に代替サービスを提供できないまま接続事業者が事業から撤退せざるを得ない事態になることも想定されるため、NTT 東・西においては、これまでの総務省からの要請事項を踏まえ、より一層のコスト削減を図り、接続料の急激な上昇を抑制していただくことが必要です。</p> <p>【KDDI株式会社】</p> <p><レガシー系設備に係る接続料原価の推移を予測し、開示すべきのご意見></p> <p>実績原価方式に基づいて算定されているメタル回線や専用線等のレガシー系設備に係る接続料については、自己資本利益率の上昇による報酬額の増加及び調整額に加え、需要減少の影響により、大幅な値上がり傾向が継続しており、予見性が確保されていない現状では事業計画への反映ができないといった多大な影響を与えています。</p> <p>特に、専用線(通信路設定伝送機能)のデジタルアクセス(64kbps)の接続料については、平成24年度適用料金と平成28年度適用料金案を比較した場合、NTT 東日本殿で+63.2%、NTT 西日本殿で+99.4%と大きく上昇しており、接続事業者にとって全く予測ができないものとなっております。</p> <p>一方、NTT 東西殿の接続約款変更の認可申請等に関する説明会において、専用線の料金水準の上昇要因の一つとして設備更改を実施した旨の説明がありました。このような設備更改は計画的に実施されることから、NTT 東西殿は予め設備更改による接続料原価の増加を予期できたものと考えられます。</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
レガシー系接続料	<p>平成 24 年度より、メタル回線、専用線の接続料に関する情報について、毎年 10 月末に情報開示されているものの、接続事業者は利用者との間で複数年に渡り利用契約を行っている実態があります。また、今後レガシー系サービスの事業の継続性について慎重かつ早急に検討する必要もあるため、接続事業者の将来的な予見性確保の観点から、NTT 東西殿においては設備更改の計画及びコスト削減の目標等を考慮した 4～5 年先までのレガシー系設備に係る接続料原価の推移の予測を実施し、接続事業者と共有すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p> <p><専用線に係る接続料原価の推移を予測し、開示すべきのご意見></p> <p>一方で、接続事業者の予見性を高める方策として、平成 26 年 3 月 31 日付け情報通信行政・郵政行政審議会の答申の考え方を踏まえ、昨年度に引き続き、接続料の認可申請前の段階（H27 年 10 月末）で、接続専用線に係る原価及びその内訳、機能別回線数、単価（H28 年度接続料算定に係るもの）が開示されました。また、今年度については、平成 27 年 3 月 31 日付け情報通信行政・郵政行政審議会の答申の考え方を踏まえ、新たにメガデータネットに係る原価等についても開示されるなど、接続事業者の予見性を高める取り組みとして評価できるものであり、来年度以降も継続して開示される必要があると考えます。</p> <p>あわせて、接続専用線及びメガデータネットの接続料については、今後も需要減少により更なる接続料の上昇が見込まれることから、接続事業者の中期的な予見性を高めるために、一定の試算前提を置いたうえで、NTT 東・西が現状把握しうる要因（設備更改の影響等）を反映させた 3～5 年程度の原価予測を開示することが必要です。</p> <p>【KDDI 株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
光ファイバ接続料全般	<p>＜光ファイバに係る接続料・工事費について更なる低廉化を図るべきとのご意見＞</p> <p>今回申請された平成 28 年度接続料は、メタル回線利用者が減少し続けている中、報酬額の増加や PCB 廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の影響、調整額の影響等により、NTT 東・西ともに前年度に比べ大幅に上昇しています。</p> <p>接続料の急激な上昇は、接続事業者の事業運営に大きな影響を与えることになるため、接続料の大幅な変動の要因が調整額制度に起因するような場合は、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置」を講ずることによって平準化を図る等、一定の配慮が必要ですが、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展している中においては、マイグレーションを促進し、利用者が光ファイバのような新しいサービスに円滑に移行できるような対応を行うことが重要です。</p> <p>そのためには、光ファイバに係る各種接続料・工事費について更なる低廉化を図ることが必要であり、低廉化を図ることによって、新規参入による競争の維持や一層の促進、メタルから光ファイバへの円滑なマイグレーションが行われ、利用者利便の向上につながると考えます。</p> <p>【KDDI 株式会社】</p>	<p>当社としては、引き続き光のトータルコストの削減と接続料の低廉化に努め、光の新規需要拡大に取り組んでいく考えです。</p> <p>なお、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置」については、ドライカップ等のメタル回線は需要の減少が続いており、仮に原価を先送りする等の接続料の抑制措置を実施した場合、未回収額としての調整額が累積的に増加し、後年度の接続料の上昇を拡大させる可能性が高いため、実施すべきではないと考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
資本構成比	<p>＜資本構成比率の算定について貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いるべきとのご意見＞</p> <p>現在、NTT 東・西の接続料に係る報酬額を算定するための資本構成比は、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比ではなく、レートベースに含まれない流動資産を全て「有利子負債以外の負債」から圧縮した資本構成比が採用されています。</p> <p>これは、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態をできるだけ反映した資本構成比とするという考え方をとっているものと思われ、例えば、「固定資産は長期にわたって保有される性格のものであるため、これを調達するための資金は長期に安定した調達手段によるのが望ましい」という一定の経営理論に基づき、固定資産は原則自己資本から、流動資産は残りの他人資本から賄われるという仮定で、資本構成比が算出されているものと考えられます。</p> <p>しかしながら、一般的に資金調達手段ごとにその用途が明確になっていることは期待し難いため、レートベースに含まれない流動資産を全て「有利子負債以外の負債」から賄ったと仮定することには恣意性があり、結果的に実態に即さない高額な報酬となっている可能性が否めません。</p> <p>接続料規則においては、他人資本比率は、「負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定する」（第十一条第6項）、自己資本比率は、「一から他人資本比率を差し引いたものとする」（第十二条第2項）と規定されておりますが、上述のNTT 東・西の資本構成比の算出が、この「実績値を基礎」とした考え方からも乖離している懸念があります。</p> <p>具体的には、レートベースに含まれない流動資産を「有利子負債以外の負債」から全て圧縮することによって、レートベースに対応する資本構成は、自己資本、有利子負債及び退職給付引当金のみとなっておりますが、レートベースには運</p>	<p>接続料算定上のレートベースに対応する資本構成比の算定については、そのレートベースが機能提供に真に必要な範囲での資産に限定されていることから、貸借対照表の数値を圧縮してレートベースの価額と貸借対照表の総額を一致させることで、適切な接続料算定を実施しています。</p> <p>具体的には、自己資本と有利子負債は貸借対照表上の数値をそのまま用いた上で、その他の負債を圧縮しています。これは、接続料算定においてレートベースとして認められているものが電気通信事業固定資産を大宗とする機能提供に真に必要な範囲での資産であり、これに対応する資本費用等の算定を行うにあたっては、資金調達の実態を可能な限り反映することが合理的であるとの考えによるものです。</p> <p>本方法については、自己資本及び有利子負債の額が貸借対照表上で開示されていることから外部からも検証可能であり、裁量排除の観点から見直すべきという指摘はあたらないものと考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
資本構成比	<p> 転資本（当該機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な期間（45.625日）における、当該機能の管理運営に不可欠な営業費用）も含まれております。固定資産を原則自己資本で賄う仮定だとすると、運転資本を賄うものは、流動負債だと1年以内に期限到来の関係会社長期借入金等しかなく、後は固定負債の関係会社長期借入金等又は退職給付引当金しかありません。 </p> <p> これは、例えば、ベンチャー企業や業績が悪化して資金繰りが苦しい企業などが資金回収までの期間の運転資本を外部融資等の他人資本で賄うことは考えられても、NTT 東・西のような安定した大企業が資金回収までの期間の運転資本を外部融資や退職給付引当金で調達しているとは考えにくいいため、資金調達の実態を反映したものとは言い難く、資本構成比の算定に恣意性が働いている懸念があります。 </p> <p> もし、レートベースに含まれない流動資産を現在の算定のように「有利子負債以外の負債」から全て圧縮する場合は、裁量排除の観点から、圧縮される対象の流動資産に何が含まれているのかを開示した上で、その資産に充てる資金調達の方法が「有利子負債以外の負債」であることを明確にする必要があると考えます。 </p> <p> これを明確にすることができないのであれば、検証可能性の確保及び裁量排除の観点から、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いることが妥当ではないかと考えます。 </p> <p> 【KDDI株式会社】 </p>	

区分	他事業者意見	当社意見
自己資本利益率	<p data-bbox="405 213 1211 284"><レガシー系サービスの自己資本利益率を検証すべきとのご意見></p> <p data-bbox="405 300 1211 450">レガシー系設備に係る接続料の上昇要因の一つに報酬額の大幅な増加があります。NTT 東西殿が設備管理運営費を削減している場合でも、報酬額の増加がそれを打ち消し、原価の削減効果が得られないケースもあります。</p> <p data-bbox="405 466 1211 616">報酬率についてはこれまでも様々な議論がありますが、積極的な投資を行わないレガシー系サービスにおいては、新規投資が必要な新しいサービスとは異なる自己資本利益率を適用すること等について検証する必要があると考えます。</p> <p data-bbox="405 632 741 660">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p data-bbox="1238 213 2058 316">自己資本費用は、接続会計規則に則り、設備区分毎の正味固定資産額をもとに算定していることから、設備毎の設備投資の実態が反映されたものとなっており、適切であると考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
光屋内配線	<p>＜光屋内配線について実態に即した平均的な使用期間に見直すべきのご意見＞</p> <p>光屋内配線を利用する場合の加算額の算定は、大まかに「作業単金×故障修理作業時間+物品費」÷「平均的な使用期間（10年）」となっており、10年（平均的な使用年数）に1度光屋内配線が故障する前提で、当該故障対応に係る費用を10年で除して月々の接続料として負担しているものです。</p> <p>すなわち、全ての屋内配線が一度は故障する前提で接続料を負担しておりますが、実際には一度も故障せずに回線解約・撤去に至る回線も存在しており、現行の算定方法では、その点が考慮されていないため、実際に要する故障対応費用に比べて回収される接続料が過剰となっている懸念があります。</p> <p>当社は、平成22年～平成23年にauひかりサービスの大規模なサービス提供エリアの拡大を実施しており、また、平成25年にはソネットがNURO光サービスを開始する等、当該接続料が初めて設定された当時（平成22年度）と比べると、格段にキャリアチェンジが行われる機会が増大しており、キャリアチェンジの際には必ずしも光屋内配線が転用されて継続利用される訳でもないことから、近年、その懸念の傾向が拡大している可能性があります。</p> <p>したがって、NTT東・西においては、接続料算定の適正化を図る観点から、実態を調査のうえ、例えば、「作業単金×故障修理作業時間+物品費」に対して、故障対応率のような概念を導入して接続料原価を補正する等、実態にあった算定方法にすべきと考えます。</p> <p>また、光屋内配線の平均的な使用期間についても、引き続き調査のうえ、平均的な使用期間の変化が認められる場合は、直ちに算定に用いる平均的な使用期間を実態に即した値に見直す必要があります。</p>	<p>光屋内配線については、長期間故障しない回線がある一方で、短期間に複数回の故障が発生する回線もあることも踏まえ、平均的な使用期間を調査して接続料を設定したものであり、故障対応費用の回収が過剰となっているというご指摘はあたらないものと考えます。</p> <p>また、光屋内配線の平均的な使用期間については、平成21年当時の直近データを用いて推計した耐用年数をもとに10年と設定したものであり、現時点、それを直ちに見直す理由となる技術・環境の変化等はない上に、光屋内配線の使用年数の実態調査には膨大な稼働が発生することから、現時点で平均的な使用期間の見直しを実施する考えはありません。</p> <p>なお、平成27年3月31日の情報通信行政・郵政行政審議会答申において「光屋内配線加算額及び光屋内配線工事費の算定に用いられる作業時間について、平成26年度に実施した再計測では、屋内配線を収容する配管の有無が作業時間に影響を与えていることが判明したことから、毎年度、配管の有無を調査し、その結果に有意な差が認められる場合には接続料に反映することを要請すること」との考え方が示されているところ、今回、平均的な使用期間に大きな影響を与えると想定される光屋内配線の配管収容状況について調査を実施し、調査結果に有意な差がない旨を総務省に報告しています。</p> <p>来年度以降も配管収容状況について調査を実施していく考えであり、その上で、光屋内配線の配管収容状況に看過できない変化が見られた場合は、平均的な使用期間の見直しの検討に着手する考えです。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
光屋内配線	<p data-bbox="421 204 694 239">【KDDI株式会社】</p> <p data-bbox="421 306 1218 373"><光屋内配線について作業時間の計測を今後も実施すべきと のご意見></p> <p data-bbox="421 392 1218 647">昨年度、光屋内配線に係る工事に係る作業時間の再計測・ 見直しにより光屋内配線に係る工事費の低減化が図られ、平 成 27 年 3 月 31 日付け情報通信行政・郵政行政審議会の答申 において、作業時間に大きな影響を与える配管設置有無の比 率の毎年度の調査及び定期的（例：5 年）な作業時間の再計測 を行うことが要請されましたが、こうした取り組みを引き続 き、確実に実施していくことが必要です。</p> <p data-bbox="421 667 694 702">【KDDI株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見									
公衆電話	<p data-bbox="405 213 1207 284"><特設公衆電話の設置計画を示し、不必要な設置が生じないようにすべきとのご意見></p> <p data-bbox="405 300 1211 564">特設公衆電話に係るアクセス回線コストについては公衆電話接続料に加算して算定されていますが、特設公衆電話の設置数の増加に伴い公衆電話機能に含む特設公衆電話の料金も増加してきています。したがって NTT 東西殿においては今後増加が見込まれる特設公衆電話に係る将来の設置計画を示すとともに、不必要な設置が生じないよう適切に対応して頂きたいと考えます。</p> <p data-bbox="405 612 1196 683">アナログ公衆電話における特設公衆電話に係る料金額(単位：円/3分)</p> <table border="1" data-bbox="423 708 1178 831"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 28 適用料金</th> <th>平成 27 適用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT 東日本殿</td> <td>10.89</td> <td>5.96</td> </tr> <tr> <td>NTT 西日本殿</td> <td>7.92</td> <td>4.27</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="416 900 741 932">【ソフトバンク株式会社】</p>		平成 28 適用料金	平成 27 適用料金	NTT 東日本殿	10.89	5.96	NTT 西日本殿	7.92	4.27	<p data-bbox="1234 209 2060 501">特設公衆電話については、災害時における通信手段を確保するため、自治体と協議しながら事前設置を進めているところですが、関係事業者との特設公衆電話に係る費用負担の在り方等に関する協議を踏まえて当社が平成 25 年に公表した「特設公衆電話の設置の考え方・設置台数及び設置見込み」に基づき、近隣の街頭公衆電話の設置状況等を勘案しつつ、公衆電話の設置台数が過大とならないように十分配慮しつつ、設置を進めてきたところです。</p> <p data-bbox="1234 517 2060 628">今後についても、自治体との協議を進め、災害時における通信手段の確保のために必要な特設公衆電話の事前設置を進めていく考えです。</p>
	平成 28 適用料金	平成 27 適用料金									
NTT 東日本殿	10.89	5.96									
NTT 西日本殿	7.92	4.27									

区分	他事業者意見	当社意見
中継光ファイバ	<p data-bbox="416 215 1207 284"><光ファイバケーブルの耐用年数を見直すべきとのご意見></p> <p data-bbox="416 300 1207 595">「加入者光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申(平成27年9月)において、「光ファイバの減価償却費の算定に用いる耐用年数について、平成28年度以降の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に、「経済的耐用年数」と同様に、架空17.6年、地下23.7年を用いる方向で検討することが適当」と示されていることから、中継ダークファイバ等における光ファイバケーブルの耐用年数(現行：架空15年、地下21年)を見直すべきと考えます。</p> <p data-bbox="427 611 752 643">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p data-bbox="1234 215 2058 323">光ファイバケーブルの耐用年数の適正性については、「加入光ファイバ接続制度の在り方」答申(平成28年9月14日)に基づき、現在検証中です。</p>

平成 28 年 3 月 2 日

再意見書

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課殿

〒102-0071
東京都千代田区富士見 2-10-2
株式会社 IIJ グローバルソリューションズ
代表取締役社長 岩澤 利典

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 28 年 1 月 27 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

該当箇所	再意見
<p>ソフトバンク社意見</p> <p>1. 現在の接続料算定方法の限界について 実績原価方式に基づく現状の接続料算定では、全てのサービスにおいて当該接続料に係る収入が、当該接続料の原価に一致するように定めなければならないと規定されています。このため、レガシー系サービスにおいては需要が減少していく中で接続料が上昇し、接続料の上昇により更に需要が減少するという悪循環の構造となっており、ここ数年接続料の急激な上昇が継続し利用者への提供料金の維持が困難な状況になっています。</p> <p>一方、ドライカップや専用線については需要が減少しているものの未だ利用者は多く、特に専用線におけるデジタルアクセス回線は低速の帯域保証型サービスで、主に金融機関における ATM 向け回線や消防機関等、国民生活に不可欠で公共性の高いサービスに利用されています。このような状況の中で、接続料が上昇していくことは社会に大きな影響を及ぼしかねない深刻な問題と考えます。</p> <p>したがってレガシー系サービス維持の期間、代替サービスへの移行又は接続料の在り方といった総合的な視点で総務省殿、東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)、西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 西日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT 東西殿」といいます。)及び接続事業者で議論の場を設定し検討すべきと考えます。</p> <p>3. 専用線の整理品目化及び代替サービスへ</p>	<p>金融機関における ATM 向け回線で多く利用されている高速デジタル専用線(デジタルアクセス回線)等に関する、実績原価方式に基づく接続料算定方式による毎年の価格の見直しにおいては、ここ数年接続料の急激な上昇が継続しています。これは利用者からの収入が接続料原価と一致するよう規定されている中、高速デジタル専用線を含むレガシー系サービスの需要が減少し、結果、利用者の負担が大きくなる構造となっているものと考えます。</p> <p>しかしながら、利用者の減少傾向があるものの、これらサービスは低速の帯域保証型となっており、上記 ATM 向け回線他多くの公共性の高いサービスに広く利用されており、こうした目的での利用者は一方で増加傾向にあります。</p> <p>このような状況下において、接続料の継続的な上昇は、以下の観点より、社会経済に大きな影響を及ぼしかねない深刻な問題と考えます。</p> <p>1. 同等レベルの代替サービスの不存在 現時点において、現状の料金水準及び品質を維持できる代替となるサービスがありません。料金水準の維持を考慮した場合、無線回線等の利用が考えられますが、品質面の劣化は否めず、また、利用者側においてセキュリティ上の不安が拭えない状況にあります。一方、同等以上の品質維持を考慮すると、イーサネット等の光ファイバの利用をせざるを得ませんが、この場合は利用者に過度な料金</p>

の移行について

専用線においてはイーサネットサービスや IP サービス等の光ファイバを利用した代替サービスへの移行が進み需要が減少していますが、接続料の上昇により利用者に過度な料金負担が生じないように、需要が一定程度まで減少した場合は整理品目化等を実施し、期限を定めて代替サービスへの移行を実施する具体的な方策の議論を進めていくべきと考えます。その際に、代替サービスがない提供エリアにおけるサービス提供方法等については、総務省殿が主導となり、NTT 東西殿並びに接続事業者等の関係者で議論する場を設けることが適切と考えます。

4. レガシー系設備に係る接続料算定ルールの見直しについて

(1) 接続料算定ルール見直しの議論の場の設定

実績原価方式に基づく現状の接続料算定では、全てのサービスにおいて当該接続料に係る収入が当該接続料の原価に一致するように定めなければならないと規定されています。このため、レガシー系サービスは、マイグレーションの進行により需要が減少していく中で接続料が上昇し続けており、利用者への提供料金の維持が困難な状況になっています。

したがいまして、総務省殿を中心に PSTN マイグレーションに係る円滑な移行の在り方に関する検討会等の場において、コア網だけでなくレガシー系サービスに係るアクセス回線についての新しい料金算定ルールの在り方について議論し、検討を進めるべきと考えます。

KDDI 社意見

増額を強いることとなります。

2. 代替サービスへの移行期間の長期化

仮に、利用者が、上記 1 で述べたいずれかの問題を受容しつつ、現時点で考えられる代替サービスへ移行する事となったとしても、ATM 向け回線をすべて移行するには、複数年にわたる相当な移行期間がかかる事となります。現在、金融機関 ATM は 24 時間 365 日の稼働をしているケースがほとんどで、国民生活に欠かせない非常に重要な社会インフラとして位置づけられています。回線を変更するに当たっては、ATM の稼働を止める必要があり、この ATM の稼働停止には FISC ガイドラインに準拠する為の制限等により、通常 ATM のメンテナンス時に合わせて実施する必要があります。また、回線変更のみの作業を実施する場合であっても、警備系、システム系等の複数の関係する業者の立合い等が必要となり、複数万台を超える ATM 向け回線の移行完了には、当作業における複数の業者の拘束とその作業自体の長期化を回避することは不可能な状況となります。

今回申請された平成 28 年度接続料は、メタル回線利用者が減少し続けている中、報酬額の増加や PCB 廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の影響、調整額の影響等により、NTT 東・西ともに前年度に比べ大幅に上昇しています。

接続料の急激な上昇は、接続事業者の事業運営に大きな影響を与えることになるため、接続料の大幅な変動の要因が調整額制度に起因するような場合は、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置」を講ずることによって平準化を図る等、一定の配慮が必要ですが、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展している中においては、マイグレーションを促進し、利用者が光ファイバのような新しいサービスに円滑に移行できるような対応を行うことが重要です。

そのためには、光ファイバに係る各種接続料・工事費について更なる低廉化を図ることが必要であり、低廉化を図ることによって、新規参入による競争の維持や一層の促進、メタルから光ファイバへの円滑なマイグレーションが行われ、利用者利便の向上につながると考えます。

<p>KDDI 社意見</p> <p>今回申請された平成 28 年度の通信路設定 伝送機能の接続料は、 前年比で NTT 東日本+15.3%、NTT 西日 本+23.4%（高速デジタル 64kb/s、エコノミークラス、タイプ 2、同一 MA 内）と、NTT 東・西共に 大幅な上昇となっており、また、平成 25 年 度の接続料と比較すると、 NTT 東日本+73%、NTT 西日本+107%と なっており、この 3 年間で 接続料がほぼ倍となっており ます。 接続料の急激な上昇は、接続事業者の事業運 営に大きな影響を与え、 利用者料金の値上げや利用者に代替サービ スを提供できないまま 接続事業者が事業から撤退せざるを得ない 事態になることも想定される ため、NTT 東・西においては、これまでの 総務省からの要請事項を 踏まえ、より一層のコスト削減を図り、接続 料の急激な上昇を抑制して いただくことが必要です。</p>	<p>当面の間、高速デジタル専用線の利用継続は 避けられない状況ではありますが、一方で現在 の実績原価方式に基づく接続料金算定によ る接続料の上昇が実施され続けたとすれば、 電気通信事業者としてのサービス料金に反 映せざるを得ませんが、かかる料金上昇が十 全に利用者の理解を得られるとは思われま せん。その際には、電気通信事業者自身が自 ら料金上昇分を吸収することがいずれ不可 能になることから、サービスを提供する経済 合理性が失われます（既に失われつつあるの が現状です。）。そうなった場合、電気通信事 業者としては、利用者に対して、大幅な料金 上昇を受容するか、サービスの廃止を受容す るかといういずれかの選択を迫らざるを得 ず、どちらが選択されたとしても、金融機関 ATM サービスの国民への提供等について良 からぬ影響を与えることが想起されます。 この様な状況を自由競争原理のみで回避す ることは困難と思われ、問題の解決の為にも 総務省殿が中心となり、高速デジタル専用線 と同等の料金水準及び品質を実現する代替 サービス、移行期間における支援措置等、接 続事業者、通信事業者、利用者等との議論の 場を設定し検討すべきと考えます。</p>
---	--

再意見書

平成 28 年 3 月 2 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 殿

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし

住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏 名 ソフトバンク株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー

代表取締役社長兼 CEO 宮内 謙

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 28 年 1 月 27 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、「実績原価方式に基づく平成 28 年度の接続料の改定等」に関し、再意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり、弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

項目	意見提出者	該当箇所	意見
光屋内配線を利用する場合の加算額、及び、光屋内配線に係る工事費	KDDI株式会社	接続事業者による光ファイバサービスは、主端末回線の接続料だけでなく分岐端末回線や屋内配線加算額等のランニングコストや分岐端末回線・屋内配線工事費等、様々な機能の利用にかかるコストを負担することにより提供されていることから、主端末回線部分のみならず、シェアドアクセス方式で負担する接続料トータルで更なる低廉化を図っていくことが重要です。	KDDI 株式会社(以下「KDDI」といいます。)殿の意見に賛同します。東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下併せて「NTT 東西」といいます。)殿からは「2019(平成 31)年度には主端末回線接続料は 2,000 円程度になる見込み」であることが既に示されていますが、左記意見にあるとおり、光ファイバサービスは主端末回線のみで提供されるものではないため、引込区間や屋内配線区間等を含む加入光ファイバ全体で接続料の低廉化を進めていく必要があります。
通信路設定伝送機能の接続料	KDDI株式会社	接続料の急激な上昇は、接続事業者の事業運営に大きな影響を与え、利用者料金の値上げや利用者へ代替サービスを提供できないまま接続事業者が事業から撤退せざるを得ない事態になることも想定されるため、NTT東・西においては、これまでの総務省からの要請事項を踏まえ、より一層のコスト削減を図り、接続料の急激な上昇を抑制していただくことが必要です。	KDDI 殿の意見に賛同します。今後も需要減に伴う接続料の上昇が見込まれるレガシー系サービスについては、平成 24 年度接続料に係る答申において要請されていますように、NTT 東西殿においては、引き続き、トラヒック・回線数の減少に応じて、より一層のコスト削減効果が出せるように努めて頂く必要があると考えます。 NTT 東西殿が実施する接続約款変更の認可申請等に関する説明会において、レガシー系サービスに係る接続料の上昇について全般的に「需要の減少がコストの削減を上回った」等のご説明が淡々と繰り返される状況が続いています。 そのため、コスト削減をより実効的なものにするためには、具体的な指標(〇〇%削減(一例として、「前年度の当該サー

			ビスの需要減率×(1-原価に占める減価償却費等比率)」という数値目標)を毎年公表し、その結果を総務省殿にて検証する等、コスト削減インセンティブを働かせるような方策が必要と考えます。
通信路設定伝送機能の接続料	KDDI株式会社	あわせて、接続専用線及びメガデータネットの接続料については、今後も需要減少により更なる接続料の上昇が見込まれることから、接続事業者の中期的な予見性を高めるために、一定の試算前提を置いたうえで、NTT東・西が現状把握しうる要因(設備更改の影響等)を反映させた3~5年程度の原価予測を開示することが必要です。	KDDI 殿の意見に賛同します。当社の意見書でも述べていますが、接続料の上昇は接続事業者の事業計画に多大な影響を与えるため、中長期的な予見性確保の観点から、NTT 東西殿においては、設備更改の計画やコスト削減目標等の可能な限り把握しうる要因を反映した 3~5 年程度の原価予測を開示すべきと考えます。 なお、原価の予測は通信路設定伝送機能に限らずレガシー系サービス全般において実施し、接続事業者と共有すべきです。
資本構成比率の算定	KDDI株式会社	しかしながら、一般的に資金調達手段ごとにその用途が明確になっていることは期待し難いため、レートベースに含まれない流動資産を全て「有利子負債以外の負債」から賄ったと仮定することには恣意性があり、結果的に実態に即さない高額な報酬となっている可能性が否めません。 ~略~ これを明確にすることができないのであれば、検証可能性の確保及び裁量排除の観点から、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いることが妥当ではないかと考えます。	KDDI 殿の意見に賛同します。KDDI 殿のご指摘のように、レートベースに含まれない流動資産を全て「有利子負債以外の負債」から賄ったとしながらサービス毎の特性に関しては考慮しておらず、必ずしも資本構成比の実態に即しているとは言えないことから、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いることが実情に照らし適切であると考えます。

以上

再意見書

平成 28 年 3 月 2 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 へ

郵便番号
住所
氏名
電話番号
電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 28 年 1 月 27 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

レガシーサービスについては NTT の維持負荷が大きいので、他社に相応の負担を求める事は問題ない
と考える。(ただし公衆電話等については公共性あるものであるため、NTT には消費者が利用する場合
には一程度で負担を抑えるようにしていただきたい。)